

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



遺言は、亡くなった方の最後の意思だから、できる限り尊重してあげたいよね。でも、他人にすべての財産が渡って、家族に一切財産が残らない内容の遺言だったら、残された家族は困るよね…取り戻す方法はないのかなあ。

Q 先月、父が亡くなりました。父の相続人は私一人です。葬式も終わり、預金の解約手続きをする準備を進めていたところ、突然、父の恋人を名乗るAが現れました。Aは、「私の財産は全てAに遺贈する。」旨の父の公正証書遺言を差し出し、通帳等の資料を全て渡すように言ってきました。父の財産は預貯金(200万円)だけで、借金はありません。父の意思を尊重したい気持ちもありますが、私も生活が苦しく、見ず知らずのAに全部持っていかれるのは腑に落ちません。父の遺産を少しでも取り戻す手段はないでしょうか。

A 遺産の2分の1である100万円について遺留分侵害額請求権を行使して金銭の支払いを求めることができます。Aが任意に支払いに応じない場合は、調停を申立てることができます。

<解説>

1 遺留分とは

遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人（遺留分権利者）について、被相続人の財産から法律上取得することが保障されている最低限の取り分のことで、被相続人の遺言によっても奪われることのないものです。遺留分の割合は、直系尊属（父母等）のみが相続人であるときは被相続人の財産の3分の1、それ以外のときには2分の1と規定されています。なお、兄弟姉妹には遺留分は認められていません。

2 民法改正による遺留分制度の見直し

令和1年7月1日施行の改正民法により、改正前の「遺留分減殺請求」は「遺留分侵害額請求」に変わりました。これらの違いとして、例えば、今回の事例とは異なって不動産が遺産に含まれる場合、原則として「遺留分減殺請求」ではその不動産の遺留分の割合の共有持分を請求することになりますが、「遺留分侵害額請求」では遺留分に相当する金銭を請求することになります。なお、「遺留分侵害額請求」は、令和1年7月1日以降に開始した相続が対象であり、それより前に開始した相続は「遺留分減殺請求」の対象になります。

相続人が複数いる場合、各相続人の遺留分は法定相続分に遺留分の割合（3分の1または2分の1）を乗じた額になるよ！



3 遺留分侵害額の算定

遺留分算定の基礎となる財産の価額は、相続開始時点を基準として算定します。実際の遺留分侵害額は、被相続人の債務、生前に贈与した財産、相続

人が受けた特別受益の額等を考慮して、複雑な計算によって算定することになりますが、今回の事例ではそれらの事情は見受けられません。したがって、単純に被相続人の相続開始時の財産200万円の2分の1である100万円につき、相談者はAに対して遺留分侵害額請求権を行使することができると考えられます。

4 遺留分侵害額請求権の消滅時効

遺留分侵害額請求は、遺留分権利者が、「相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき」又は「相続開始の時から10年を経過したとき」は時効により消滅するため注意が必要です。遺留分侵害額請求は特に様式は定められていませんが、証拠の残る内容証明郵便で行使することが望ましいです。なお、内容証明郵便には遺留分侵害額請求権を行使する旨の意思表示を記載すれば足り、必ずしも具体的な侵害額を明示する必要はありません。

5 Aが任意に遺留分侵害額の支払いに応じない場合

遺留分侵害額請求についてAと合意することができれば、合意書を作成することになりますが、任意に合意できない場合は、家庭裁判所に調停を申立てることができます。遺留分の算定や、裁判所提出書類の作成については専門的な知識を要しますので、まずは司法書士にご相談ください。

遺留分を主張できるのは1年間しかないんだね…忘れないようにしましょう！



調停でも解決できない場合は訴訟を提起することもできるよ！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ○相続した不動産の名義を変更したい | ○敷金・賃料トラブルで困ってる |
| ○借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない | ○相続問題はもうしたらいいのかわからない |
| ○親族が認知症で困っている | ○お金のトラブルで困っている |
| ○新しく会社を設立したい | ・・・など |

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は不要です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が必要です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は

〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館	…毎 週（火・金）	14時～17時
〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター	…毎 週（木）	14時～17時
〈三島会場〉 三島商工会議所	…毎 週（火）	14時～17時
〈下田会場〉 下田商工会議所	…毎月 第3（金）	13時～16時
〈細江会場〉 浜松市北区役所	…毎月 第1（水）	13時～16時
〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所	…毎月 第1（水）	13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。